

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

東亜薬品工業株式会社（以下、当社）は益生菌のリーダーとしてプロバイオティクスの市場を創造し、最高の商品を提供することによって、人々の健康に貢献し顧客・社員・株主とともに歩みます。

そして、そのために当社が行う活動はライフサイエンスの発展に寄与していること及び、それらは高い倫理性のもとでおこなわれていることを、広くご理解いただくためには、当社と医療機関等¹⁾との関係の透明性を高める必要があると考えております。

この様な背景のもと、当社では「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」（以下、本指針）を策定致しました。

今後、当社では本指針に基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を公開することといたします。

1. 会社の姿勢

当社は、臨床研究法第三十三条（研究資金等の提供に関する情報等の公表）をはじめとする関係諸規範 およびその精神に沿い医療機関との関係の透明性に関する企業方針を表明します。

2. 公開方法

当社ウェブサイトを通じ、前年度分の資金提供について決算終了後公開します。

3. 公開時期

毎事業年度終了後1年以内に公開します。

4. 公開対象

A. 研究費開発費等

医療用医薬品の研究・開発の育薬にかかる費用等を各項目の年間総額と共に、以下の要領で詳細公開する。

研究の管理等を行う団体（注1）が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金等を含む。なお、「研究の管理等を行う団体」とあるが、医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供したものに限る。「特定臨床研究」は、臨床研究法第2条第2項第1号に掲げるものに限られる。

項目	具体的内容	公開内容
特定臨床研究費（注2）	臨床研究法のもとで実施される特定臨床研究において医療機関等に提供した資金等	jRCT（Japan Registry of Clinical Trials）に記載される識別番号（以下、研究 ID）、提供先施設等の名称、研究実施医療機関の施設名、所属等の名称、研究代表医師名/研究責任医師名、契約件数、金額

（注1）「研究の管理等を行う団体」とは、医薬品等製造販売業者等が特定臨床研究についての研究資金等を提供した治験施設支援機関や医薬品開発受託機関等、臨床研究や治験実施の支援又は受託を行う法人を指す。

（注2）「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や助成等を目的として提供される資金等を各項目の年間総額と共に、以下の要領で公開する。

なお、特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師と特殊の関係のある者に提供したものを含み、当該研究責任医師に提供されないことが確実であると認められるものを除く。また、当該特定臨床研究の実施に関係なく、医薬品の無償提供は、「一般寄附金」として公開する。

項目	具体的内容	公開内容（例）
奨学寄附金	大学医学部等、研究機関併設医療機関への寄附、研究公募による寄附	〇〇大学〇〇教室：〇〇件 〇〇円 〇〇医療センター〇〇科： 〇〇件〇〇円
一般寄附金	「奨学寄附金」、「学会等寄附金」に該当しない寄附金、医療用医薬品の無償提供、物品寄附、財団等への寄附等	〇〇大学（〇〇財団）：〇 〇件〇〇円 医療用医薬品名及び、その数量

C. 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等を各項目の年間総額と共に、以下の要領で公開する。

なお、特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供したものを含む。

項目	具体的内容	公開内容 (例)
講師謝金	座長、パネリスト、講師等	〇〇大学〇〇科〇〇教授： 〇〇件〇〇円
原稿執筆料・監修料		〇〇病院〇〇科〇〇長：〇 〇件〇〇円
コンサルティング等	講演、原稿執筆・監修に該当しない業務委託の対価	〇〇大学〇〇科〇〇教授： 〇〇件〇〇円

以上

2021年3月1日 制定

2022年2月1日 改訂

1) 日本国内における

1. 病院、診療所、介護老人保健施設、薬局その他の医療を行う機関および、医療関連研究機関等
2. 学会、研究会、財団その他の医療関係団体
3. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手をいいます。